

意見書（案）第4号

国民の自主申告権を阻害する税務相談停止命令制度の創設等に反対する意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	前 田 ま い
賛成者	〃	野 村 羊 子

国民の自主申告権を阻害する税務相談停止命令制度の創設等に反対する意見書

政府は、税理士法の改正で、納税者同士が行う税務相談を財務大臣が停止できる規定を創設しようとしている。

我が国は、戦後の民主改革の一環として、明治以来行われてきた賦課課税制度を廃し、申告納税制度を導入した。申告納税制度は、行政の処分によって税額が確定されるのではなく、国民が、主権者として自らの申告を行うことにより税額が確定し、納付すべき税額は納税者の申告により確定することを原則とするものである。主権者である国民同士での「自主記帳」「自主計算」「自主申告」及び、そのための「助け合い・教え合い」を前提としており、それらは、国民が主権者として権限を行使するための権利として保障されなければならない。

今般の法改正の立てつけは、1、税理士または税理士法人でない者が税金に関する相談を行えば、停止命令の対象となり得ること、2、その中で、財務大臣が「措置」を取る必要があると認めたものについて、実際に停止命令を行うことができるというものである。つまり、税理士または税理士法人でない者の税金に関する相談は原則的に禁止されることとなり、税理士等でない者の税務相談を刑罰をもって禁止することになりかねない。

そうすると、停止命令制度は、主権者国民同士での「自主記帳」「自主計算」「自主申告」及び、そのための「助け合い・教え合い」の機会を奪うことになり、税務分野での国民主権の否定にほかならない。

同時に、本法改正では、税理士または税理士法人でない者が行う税務相談については、有償無償を問わず、いかなる相談も停止命令の対象となり得る。これは、これまで歴史的に税金の相談を行い、自主申告のための知識や経験を共有してきた同業者団体内部での相談等や、市民の相談役として各種相談に応じてきた国会議員、地方議員などの関係者による相談対応も規制の対象となる。さらには、家族や友人、知人関係等の個人のつながりによる相談もこの要件に当てはまり、禁止されることとなる。

財務省は、本法改正の背景として、脱税や不正還付の方法を指南して手数料を取るなどの事例を防止するための措置が必要と説明するが、そうであれば「有償」ないし「営利目的による」税務相談に限定すれば足りるが、そのような限定は付されていない。

また、停止命令の違反には刑罰が予定されているところ、規制立法として過度に広汎に過ぎ、およそ問題とすべきでない相談も停止命令の対象となる可能性がある。さらに、停止命令を行うか否か、財務大臣に必要性の判断について広い裁量を許していることは、時の財務大臣の恣意的な運用を可能とする危険がある。停止命令が

なされた時点でインターネットへ公開されるということも、現代においてその影響力は甚大である。停止命令の事実の公表に対する不服申立ての制度が想定されておらず、迅速な被害回復の方法がないことも、憲法第31条の適正手続の要請に照らし、問題である。

よって、本市議会は、政府に対し、税理士法改正案において新設が予定される税務相談停止命令制度を定めた第54条の2及びこれと関連する第55条第3項等の条項は削除し、廃案とすることを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち